

平成 29 年 2 月 3 日

関係社会福祉法人担当者 様

南九州市長寿介護課長

社会福祉法人が介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり法令上の取扱いを送付しますので、業務の参考にしてください。

<p>(問い合わせ先) 南九州市役所 長寿介護課介護保険係 電話 0993-56-1111 (内線 4156~4158)</p>
--

社会福祉法人が介護予防・生活支援サービスを実施する場合の取扱いについて

問1 社会福祉法人が、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス（通所型サービス＝第1号通所事業）を実施する場合、社会福祉事業となるのか。訪問型サービスを実施する場合はどうか。

(回答)

- 1 まず、「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業」等は、「第2種社会福祉事業」として社会福祉事業に該当します（社会福祉法第2条第3項）。
- 2 ここで、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業」については、介護保険法の規定による通所介護等の事業のほか、「介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業であって厚生労働省令で定めるもの」を含みます（老人福祉法第5条の2第3項）。
- 3 上記2の「厚生労働省令で定めるもの」は、「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に該当する市町村が定める基準に従い指定事業者により行われる介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業」（老人福祉法施行規則第1条の3の2）と規定されているので、市町村が旧介護予防通所介護に係る基準と同じ基準で指定事業者により実施するサービスは、「老人福祉法に規定する老人デイサービス事業」に該当し、社会福祉事業になります。
- 4 訪問型サービスの場合も同様に、市町村が旧介護予防訪問介護に係る基準と同じ基準で「指定事業者」により実施するサービスは、「老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業」に該当し、社会福祉事業になります。

総合事業				老人福祉法	社会福祉法
区分	実施方法	基準	南九州市の事業		
第1号訪問事業	指定	旧介護予防訪問介護	基準型訪問介護予防サービス	老人居宅介護等事業	第2種社会福祉事業
		市町村独自	—	—	公益事業
	指定以外	市町村独自	—	—	公益事業
第1号通所事業	指定	旧介護予防通所介護	基準型通所介護予防サービス	老人デイサービス事業	第2種社会福祉事業
		市町村独自	緩和型デイサービス	—	公益事業
	指定以外	市町村独自	—	—	公益事業

問2 問1の場合、社会福祉法人の定款を変更する必要があるか。

(回答)

- 1 現在、社会福祉法人の定款の記載が「老人居宅介護等事業」や「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定しているときは、第1号訪問事業や第1号通所事業を含んだ表現であるため、定款を変更する必要はないと考えます。
- 2 現在、社会福祉法人の定款の記載が「介護予防訪問介護事業」や「介護予防通所介護事業」という介護保険法の予防給付の名称で規定している場合は、第1号訪問事業や第1号通所事業を含まない表現であるため、定款を変更する必要があります。
この場合、平成30年3月31日までは「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」を実施する場合がありますので、それまでは「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」の表記を削除しないでください。
- 3 ただし、上記2の場合であっても、第1号訪問事業や第1号通所事業の「みなし指定」を受けている事業所にあつては、平成30年3月31日までの間は、定款の変更の必要はないとのことです（国県からの説明）。
- 4 なお、定款変更について所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更をご相談ください。

問3 社会福祉法人が介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス（多様なサービス）を実施する場合はどうか。

(回答)

- 1 多様なサービス（訪問型サービスA・B、通所型サービスA・B）は、公益事業になります（国県からの説明）ので、公益事業に当該サービスを追加する定款の変更を行う必要があります。
- 2 なお、定款変更について所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更をご相談ください。